契約条項 P-6753(4)_210118

乙は､注文書で特定するサービスを以下のとおり提供します。

1. プロダクションシステム設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。

SE サービス プロダクションシステム設計サービス、SE サービス プロダクションシステム構築サービス、SE サービス プロダクションシステム検証サービス、SE サービス　デジタル照合サービス

(1) 乙は、甲または甲の発注先が使用するプロダクションシステム（以下｢本システム｣という）を甲の協力により調査の上、次の支援業務のうち、甲乙で契約締結までに協議決定した支援業務を実施します。
①別途甲乙が合意する内容での成果物(以下｢成果物｣という)の作成

(2)本サービスによる出力結果の確認は、乙が指定するプリンターで行うものとします。

(3)(1)の支援内容の詳細および納入品は、別途甲乙で協議決定するものとします。

(4)第 1 号の調査実施時に調査が完了できない項目があった場合、乙は甲に通知し、甲に当該部分の調査を依頼することがあります。

2. プロダクションシステム運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。

SE サービス プロダクションシステム運用設計支援サービス、SE サービス プロダクションシステムソフトウエアプロダクト教育サービス、SE サービス プロダクションシステム立上支援サービス、SE サービス 運用設計サービス（Mac 対応）、SE サービス オペレーター教育サービス（iGen シリーズ対応）

(1) 乙は、甲が使用するプロダクションシステム（以下｢本システム｣という）の運用状況を甲の協力により調査の上、次の支援業務のうち、甲乙で契約締結までに協議決定した支援業務を実施します。
① 別途甲乙が合意する内容での成果物(以下｢成果物｣という)の作成
② その他、本契約締結前までに甲乙で合意した支援業務

(2) 前号の調査実施時に調査が完了できない項目があった場合、乙は甲に通知し、甲に当該部分の調査を依頼することがあります。

3.本項は、本サービスに共通して適用するものとします。

(1) 本サービスの詳細は､別途甲乙間で協議決定するものとします。

(2) 乙が｢成果物｣を納入または「支援業務」を完了した場合､甲は､すみやかに内容を確認し受領証または作業完了を確認する書面を乙に交付するものとします。

(3) 「成果物」の納入または「支援業務」完了により､本サービスは完了するものとします。

(4) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価を乙に支払うものとします。

(5) 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に､「成果物」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。

(6) 本サービスの履行にあたり新規に開発された物，構造，方法もしくは手順等に関するアイデア，コンセプトであって､システムの設計，開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料，図面，仕様書，指示書，手順書，報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して｢工業所有権等｣を取得する権利は､甲が発明･考案を行った場合は甲に､乙が行った場合は乙に､甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。

(7) 「成果物」の著作権は､著作権法第 27 条(翻訳 ・ 翻案権)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利を含み､「成果物」の納入の時点で､乙から甲に移転するものとします｡ただし、「成果物」を構成する著作物のうち､本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は､乙に留保されるものとします。

(8) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で本サービスを中止した場合､甲は､本サービスの出来高に応じ､甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし､乙は､中止時点での調査資料､「成果物」(この場合､未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

(9)「成果物」納入または「支援業務」完了後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正または「支援業務」等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。

(10) 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において､乙は､甲から受領した本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上